「ＩＴを活用した重要事項説明に係る社会実験」
参加事業者の追加募集について

国土交通省では、宅建業法第35条に基づき対面で行うこととされている重要事項説明について、テレビ会議等のＩＴを活用し、対面に準じた形で行う重要事項説明について、社会実験を実施しています。

現在は、既に登録されました246の事業者により社会実験が実施されていますが、より多くの事例を収集し、結果に関する検証を行うことを目的とし、登録事業者の追加募集を行うこととしましたのでお知らせします。申請概要につきましては以下のとおりです。

なお、申請にあたっては、平成27年5月に公表した「ＩＴを活用した重要事項説明に係る社会実験のためのガイドライン」の記載内容を十分ご確認頂きますようお願いします。

【 申請期間 】
平成28年4月14日（木） ～ 4月28日（木）

【 申請方法 】
国土交通省ホームページに設置された、ＩＴ重説システムへ必要事項の入力、PDFデータを添付いただく必要があります。ご入力いただいた内容については、国土交通省において必要な審査を実施し、登録事業者の決定をいたします。
URL:http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000112.html
※申込みに必要となるＩＴ重説システムマニュアルや必要なフォーマットは上記URLに掲載されています。

【 申請結果の通知 】
国土交通省において必要な審査を実施した後、平成28年5月末を目途に、ＩＴ重説システムへご登録頂いたメールアドレス宛てに申請結果を通知させていただきます。

登録事業者の主な責務

重要事項説明前

○ 同意書の取得（説明の相手方、売主、貸主）

○ 説明の相手方が利用するＩＴ環境の確認

○ 重要事項説明書の事前送付

重要事項説明中

○ 録画・録音の実施

○ 宅地建物取引士証の提示

○ 説明の相手方の本人確認

○ ＩＴ重説の実施

重要事項説明後

○ 情報管理

○ 実施報告（定期、随時）

○ アンケートの回収

○ 国土交通省への資料提出等の対応

※ 責務に関してはガイドラインを確認すること。

【ＩＴ重説に関する問い合わせ先】
国土交通省土地・建設産業局不動産業課　和田
電話　03-5253-8111（内線：25130）

国土交通省土地・建設産業局不動産業課